

(別紙)

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第29回家きん疾病小委員会(9月2日)
(概要)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認等を踏まえた今後の防疫対応について

(1) 防疫対応の変更について

ア 前回までの小委員会の議論を受けて、感染リスクについて詳細な検討を行った結果、的確にリスクに合わせた防疫対応を講じることで防疫の効果を高めることとし、その見直し案をとりまとめ、事務局から提出した。

- ① 高病原性鳥インフルエンザの防疫対象として、鶏、うずら、七面鳥、アヒルに加えダチョウ、きじ及びぼろぼろ鳥を追加すること。
- ② 報告徴求の対象となる家きん飼養者を飼養羽数1,000羽以上から100羽以上に拡大すること。
- ③ 都道府県が実施する定点モニタリング(毎月検査)の検査対象を1家畜保健衛生所あたり1農場から3農場に拡大すること。
- ④ 強化モニタリング(年1回検査)について、その検査対象を千羽以上の全ての採卵鶏農場から百羽以上の家きん飼育農場へ拡大するとともに、抽出検査に変更すること。
- ⑤ 野鳥及び家きん以外の鳥類で本病が確認された場合においては、原則半径10km圏内を監視区域に設定し、家畜保健衛生所の立入指導等を行うこととすること。
- ⑥ 家きんにおいて発生があった場合は、防疫措置完了後の清浄性確認検査を速やかに実施するとともに、陰性が確認され、移動制限区域を半径5kmまで縮小した場合には、搬出制限区域を設けないことができることとすること。
- ⑦ また、他農場等と疫学的な関連の全くない小規模自家用家きん飼育施設で発生が確認された場合には、発生状況等に応じて当初より移動制限区域等を半径5kmに設定し、清浄性確認検査終了後半径1kmまで縮小することができることとすること。

等について説明。

イ 委員からの主な意見は次のとおり。

- ・家きんの体内でウイルスは一般的に7日間以上残存せず、個体差等を考慮しても、発生確認検査と清浄性確認検査の間が10日以上とられていれば十分である。
 - ・小規模な自家用家きん飼育施設での発生の場合、発生状況に応じて移動制限区域等を縮小してもリスクは増加しないと考えられる。
 - ・なお、小規模な自家用家きん飼育施設については具体的、厳密なチェックリストを作成し、その適用について明確化を図るべきである。
- 等の意見が出され、事務局の取りまとめで了承された。

(2) 野鳥サーベイランスの強化への協力等

ア 伊藤委員（環境省感染経路等調査ワーキンググループ座長）より、今回の感染経路は、過去に国内で流行したウイルスが潜在していたのではなく、渡り鳥等により新たに国外から持ち込まれ伝播したと考えられると報告。

イ 野鳥における高病原性インフルエンザに係る都道府県鳥獣担当部局等の対応技術マニュアルについて説明。この中で特に死亡野鳥のサーベイランスについては都道府県家畜衛生部局等に協力を依頼。

ウ 委員からの主な意見は次のとおり。

- ・死亡野鳥のサーベイランスについては、都道府県家畜保健衛生所が簡易検査に協力することを期待。
- ・また、野鳥で感染が確認された際には、生息湖沼水も検査することが望ましい。
- ・近隣諸国での発生を踏まえ、引き続き関係機関との連携や危機管理体制の点検、構築に努めるとともに、死亡野鳥のサーベイランスの取組について、関係者に周知しておくことが必要。

2 今後の対応について

1 (1) については、今回の検討を踏まえ、今後、家畜衛生部会に諮問するなど引き続き検討及び必要な手続きを進めることとされた。

1 (2) については、農林水産省及び都道府県家畜衛生部局において必要な協力をしていくこととされた。